

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区立下落合図書館における指定管理者制度の導入について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課：教育委員会中央図書館）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	新宿区立下落合図書館における指定管理者制度の導入
<b>担当課</b>	中央図書館
<b>目的</b>	1 民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応 2 専門的人材の確保及び効率的人材配置 3 柔軟な発想による経費の合理的・効果的な運用による経費の縮減
<b>対象者</b>	図書館利用者（都内在住者、区内在勤者、区内在学者、団体貸出利用者）
<b>事業内容</b>	<p>新宿区立図書館では、上記目的を達成するため、平成21年度から平成23年度までの間に地域図書館8館に順次指定管理者制度を導入した。（平成20年度第2回、平成21年度第1回、平成22年度第2回本審議会了承済）</p> <p>移転した旧新宿区立中央図書館の跡地に、平成29年3月に開館を予定している新宿区立下落合図書館においても指定管理者制度を導入する。なお、新宿区立中央図書館は、平成25年7月20日に旧新宿区立戸山中学校に移転した。</p> <p>・下落合図書館の指定管理者業務</p> <p><b>【図書館資料サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書館資料の閲覧</li> <li>② 図書館資料の館外貸出し</li> <li>③ 図書館資料の予約サービス</li> <li>④ レファレンスサービス</li> <li>⑤ インターネット図書検索</li> <li>⑥ 団体貸出</li> <li>⑦ 区立図書館蔵書資料の複写サービス</li> <li>⑧ 不要となった図書館資料を無償提供するリサイクルサービス</li> <li>⑨ 寄贈資料の受入れ</li> </ul> <p><b>【児童サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 読書活動推進事業</li> <li>⑪ 学校等連携事業</li> <li>⑫ お話し会・工作会・こども映画会等各種事業</li> </ul> <p><b>【利用に支障や障害がある者へのサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 区内図書館へ来館できない方への家庭配本サービス</li> <li>⑭ 視覚障害者等サービス</li> </ul> <p><b>【その他サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 図書館サポーターとの協働</li> <li>⑯ 職場体験・実習生の受入れ</li> <li>⑰ 映画会・講演会等各種事業</li> <li>⑱ 指定図書館が実施する新たな図書館サービス事業（読書会、映写会、講習会、展示会）</li> </ul> <p><b>【施設管理運営業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 図書館施設の運営管理</li> <li>⑳ 中央図書館及び他地域図書館との連絡調整</li> </ul> <p>・新宿区立下落合図書館800m圏内の利用登録者の数 11,517人（「仮称下落合図書館利用計画」より）</p> <p>・新宿区立下落合図書館の年間貸出想定点数 273,529点（「仮称下落合図書館利用計画」より）</p>

**件名 新宿区立下落合図書館における指定管理者制度の導入について**

施設の名称	新宿区立下落合図書館
施設の所管課	中央図書館
指定管理者の名称	株式会社図書館流通センター(プライバシーマーク取得済)
指定管理者が取扱う個人情報の業務	(資料57-1) のとおり
指定管理者が取扱う個人情報の項目	(資料57-1) のとおり
個人情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
指定管理の開始時期及び期限	平成29年3月11日から平成31年3月31日まで(以降5年毎継続)
指定管理者としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者や取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>2 収集し、提供された個人情報は施錠できるキャビネット等に保管するなど、厳重に管理を行う。</li> <li>3 個人情報保護法等に基づき、指定管理者独自の個人情報保護マニュアルを作成し、新宿区個人情報保護条例と合わせて遵守することにより、万全の措置をとる。</li> <li>4 従事者に対する研修を実施し、利用者の個人情報保護と情報セキュリティ対策に従事者に徹底する。</li> <li>5 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。</li> </ol>
指定にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協定書に別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 収集し、提供された個人情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、確認するとともに、個人情報保護対策を指導徹底する。</li> <li>3 指定管理期間の満了又は指定の取消し後、保有した個人情報は、速やかに区に返還させる。また、電磁的媒体については、立入検査の際、電磁的媒体の処理に係るパソコン内に保有した個人情報が残置していないかを確認する。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
  - (2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (委託の制限)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。た

だし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### **(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)**

- 10 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙は、この指定の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表)**

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。